

○千葉大学医学部附属病院さつき保育園利用細則

平成 21 年 3 月 27 日制定

平成 24 年 7 月 10 日改定

平成 26 年 9 月 8 日改定

平成 28 年 10 月 1 日改定

平成 30 年 1 月 15 日改定

令和 1 年 7 月 24 日改定

(趣旨)

第 1 条 この細則は、千葉大学医学部附属病院さつき保育園運営規程（以下「運営規程」という。）第 11 条の規定に基づきさつき保育園（以下「保育園」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用資格)

第 2 条 保育園を利用できる者（以下「利用者」という。）は、運営規程第 4 条に定める者で、その保護者が勤務、出産、疾病、介護のために子を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者がその子を保育することができないと認められる者とする。ただし、育児休業期間中及びその他事情によるものについては、運営規程第 6 条で定める委員会（以下「委員会」という）において、子を保育することができないと認められた場合に限り利用できるものとする。

2 保育の対象となる子は、通常保育にあつては生後 9 週目から小学校就学前までの、病後時保育にあつては生後 5 ヶ月目から小学校就学前までの乳幼児とする。

3 退職や配置換等で利用資格が無くなった場合は退園するものとする。但し、委員会で特段の理由があると認められた場合は、退園を 6 ヶ月間猶予するものとする。その際、利用料金においては臨時利用料金を適用するものとする。

(利用開始時期)

第 3 条 保育園の利用開始時期は、毎年 4 月 1 日とする。

2 前項の規定にかかわらず、定員に余裕がある場合は年度の途中から利用できるものとする。ただし、その場合の利用可能期間は当該年度の末日までとする。

(申請)

第 4 条 保育園の利用を希望する者は、さつき保育園利用申請書（別紙様式）により申請のうえ許可を得るものとする。ただし、保育を希望する子が保育園の利用開始月に出産予定日または出産日から数えて 9 週未満である場合又は採用内定前に申請することはできない。

(申請期間)

第 5 条 申請期間は、毎年 11 月 15 日から 12 月 5 日までとする。ただし、第 3 条第 2 項本文の規定

により利用する場合は、利用開始月の前々月とする。

- 2 第3条第2項の利用者が次年度以降も利用を希望する場合は、前項本文の期間に申請を行うものとする。

(選考)

第6条 定員を超えて申請があった場合は、次の各号に掲げる職種ごとに定員を設け、選考を行う。この場合において、定員数は委員会で定める。

- 一 医師
- 二 看護師
- 三 医療技術職員
- 四 その他の職員

- 2 前項各号で同順位であった場合は、次の各号に掲げる順位に基づき選考する。この場合において同順位であった場合は、抽選により順位を決定する。

- 一 職務の緊急性
- 二 保育を希望する子本人又は兄弟姉妹を既に保育園で現在保育させている者
- 三 産後休暇又は育児休業から復帰予定か申請時点で復帰後半年以内の職員
- 四 勤務状況
- 五 夫婦とも本院に勤務する職員等
- 六 保育園を利用できることにより、育児の負担が軽減され、本院での勤務が可能となる者

(利用制限)

第7条 勤務日が週3日に満たない者は、月極料金で利用をすることができない。

- 2 乳幼児の状態により集団保育が困難であると委員会で認められる場合は、入園を許可しない、又は入園中の乳幼児にあつては退園させる場合がある。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、保育園利用に関し必要な事項は「ご利用のしおり」に定める。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行し、同日以降利用する者に適用する。

附 則

この細則は、平成24年7月10日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年1月15日から施行する。

附 則

この細則は、令和1年7月24日から施行する。

さつき保育園利用申請書

提出年月日： 年 月 日

申請者氏名	
所属	(内線 or PHS)
職種	
住所	〒 TEL Mail
子の名前(ふりがな)	
子の生年月日	年 月 日 ____ 歳(提出年月日時点)
利用形態	毎日利用 ・ 臨時利用(昼間 ・ 深夜時間) ・ 病児 ↓ [臨時(昼間)の場合の利用頻度: 週 or 月 日(曜日:)] [深夜時間の場合の利用頻度、時間帯: 週 or 月 日、 : ~ :]
利用開始予定日	1. 新年度(4月1日) ・ 2. 年度途中 年 月 日
任意記載項目 (選考の際、参考にします)	さつき保育園利用状況 ① 本人又は兄弟姉妹が現在利用中 ② 利用していない 産休・育休状況 ① 現在産休・育休中である ② 復帰後6ヶ月以内 ③ ①②のどちらでもない 復帰後の勤務形態 ① 1週間の勤務日数(日) ② 育児短時間勤務の取得(有 ・ 無) ③ 育児部分休業の取得(有 ・ 無) ④ その他() 配偶者氏名 _____ 配偶者の仕事 ① 本学職員(職種: 所属:) ② その他(常勤 ・ 非常勤(フルタイム ・ パート) ・ 学生)

私は、千葉大学医学部附属病院さつき保育園利用細則、「ご利用のしおり」の内容及び、入園許可後の保育士面談にて集団保育不可と判断があった場合には、入園できないことを了承の上、さつき保育園の利用を申請します。

署名： _____

さつき保育園利用申請書

提出年月日： 2019年11月18日

申請者氏名	千葉 花子
所属	〇〇診療科/看護部 にし〇階 （内線 or PHS 78910 ）
職種	医師(助教/専攻医 等) 看護師(看護師長/看護師 等) 医療技術職員(薬剤師 等)
住所	〒123-456 千葉県千葉市〇区〇町 1-2-3 TEL 012-3455-6789 Mail aiu123456eo@chiba-u.jp
子の名前	千葉 太郎
子の生年月日	2019 年 8 月 1 日 0 歳(提出年月日時点)
基本的に勤務日に限り 利用可能です。	毎日利用 ・ 臨時利用(昼間 ・ 深夜時間) ・ 病児
毎日の利用ではない場合、 利用する頻度・曜日をご記 入ください。	↓ 〔臨時(昼間)の場合の利用頻度: 週 or 月 4 日(曜日: 月~木)〕 〔深夜時間の場合の利用頻度、時間帯: 週 or 月 日、 : ~ : 〕
利用開始予定日	1. 新年度(4月1日) ・ 2. 年度途中 年 月 日
任意記載項目 (選考の際、参考 にします)	さつき保育園利用状況 ① 本人又は兄弟姉妹が現在利用中 ② 利用していない 産休・育休状況 ① 現在産休・育休中である ② 復帰後6ヶ月以内 ③ ①②のどちらでもない 復帰後の勤務形態 ① 1週間の勤務日数(4日) ② 育児短時間勤務の取得(有 無) ③ 育児部分休業の取得(有 無) ④ その他() 配偶者氏名 千葉 大輔 配偶者の仕事 ① 本学職員(職種: 所属:) ② その他(常勤 ・ 非常勤(フルタイム ・ パート) ・ 学生)

申請者の状況をご記入下さい。

本院で勤務する日数をご記入ください。

私は、千葉大学医学部附属病院さつき保育園利用細則、「ご利用のしおり」の内容及び、入園許可後の保育士面談にて集団保育不可と判断があった場合には、入園できないことを了承の上、さつき保育園の利用を申請します。

署名： 千葉 花子